

新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第1四半期)

自2022年6月1日

至2022年8月31日

株式会社アイデミー

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	20
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	21
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 大株主の状況	21
(6) 議決権の状況	22
2 役員の状況	22
第4 経理の状況	23
1 四半期財務諸表	24
(1) 四半期貸借対照表	24
(2) 四半期損益計算書	25
第1 四半期累計期間	25
2 その他	31
第二部 提出会社の保証会社等の情報	32

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2023年5月19日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自2022年6月1日 至2022年8月31日）
【会社名】	株式会社アイデミー
【英訳名】	Aidemy Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長CEO 石川 聡彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	03-6868-0998
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 コーポレート本部 本部長 馬場 博明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	03-6868-0998
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 コーポレート本部 本部長 馬場 博明

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期累計期間	第8期
会計期間	自 2022年6月1日 至 2022年8月31日	自 2021年6月1日 至 2022年5月31日
売上高 (千円)	398,610	1,156,059
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	60,676	△8,425
四半期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	60,542	△8,957
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	81,435	81,435
発行済株式総数		
普通株式	2,000,000	2,000,000
S1種優先株式	364,000	364,000
S2種優先株式 (株)	150,000	150,000
S3種優先株式	516,000	516,000
A種優先株式	777,700	777,700
B種優先株式	109,900	109,900
純資産額 (千円)	674,376	613,833
総資産額 (千円)	1,207,291	1,089,061
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	15.45	△2.29
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	55.8	56.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失 (△) であるため記載しておりません。
4. 当社は、第8期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため第8期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書(I部)に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響や、世界情勢の悪化、インフレの進行により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している状況です。一方でデジタル市場においては、働き方改革に伴う生産性向上や業務効率化の需要拡大、テレワークの導入拡大等が求められる中、企業はビジネスモデルや組織の変革に迫られ、社会におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の必要性が高まっており、当社にとって追い風とも言える事業環境が継続しています。

当第1四半期累計期間につきまして、法人向けのAI/DXプロダクト「Aidemy Business」においては、前事業年度に引き続き新規コンテンツの作成や既存コンテンツの改善、アップデートに注力いたしました。ユーザー数も順調に拡大しており、2022年8月には累計9.7万人(個人向けと合わせると累計17.6万人)を突破しました。コンテンツはエンジニア向け講座だけでなく、近年顧客ニーズの強いいわゆる文系人材向けのDXリテラシー向上を目的とした講座を多数リリースしました。また新たな取り組みでは、カーボンニュートラル(炭素中立のための活動)やグリーン・トランスフォーメーション(企業における温室効果ガスの排出源である化石燃料や電力の使用を、再生可能エネルギーや脱炭素ガスに転換することで、社会経済を変革させること)などのコンテンツもリリースしており、提供可能なコンテンツの領域を拡大しています。また、カスタマーサクセスによる手厚いサポートは顧客企業から好評を得ています。

法人向けに課題選定、Poc、開発、運用までの全ての領域を「顧客伴走型」で支援するAI/DXソリューション「Modeloy」においては、提供可能なサービス領域の拡張に注力いたしました。既存顧客からの受注も順調に拡大し、1社あたりの受注額も増加しております。

インハウス型研修ではデジタル時代に必要なDX・ITスキルを実践形式の研修で提供しており、「DX事業立案ワークショップ」「AI活用企画ワークショップ」「新入社員向けDXプログラム」「Power BIローコードデータ可視化研修」等を顧客ニーズに応じて研修内容を柔軟にカスタマイズして提供いたしました。

PoC支援では、顧客から課題を抽出し伴走型で付加価値向上のためのシステムを共同開発しております。ドメイン特化型のシステムになっており、今後の新たなプロダクトに向けて開発を進めています。

個人領域におけるAI/DX人材育成支援プログラム「Aidemy Premium」においても、前事業年度に引き続きチューターによるサポート体制の充実、既存コンテンツのアップデート、Webマーケティングの強化などに注力いたしました。2020年10月から一部の講座が厚生労働省の教育訓練給付金に認定されており、利用者も増加しています。

このような状況の中、当第1四半期累計期間の業績は売上高398,610千円となり、営業利益は59,922千円、経常利益は60,676千円、四半期純利益は60,542千円となりました。

②財政状態

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は1,171,820千円となり、前事業年度末に比べ111,522千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が117,903千円増加したことによるものであります。固定資産は35,470千円となり、前事業年度末に比べ6,707千円増加いたしました。これは主に無形固定資産が5,344千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、1,207,291千円となり、前事業年度末に比べ118,229千円増加いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は532,914千円となり、前事業年度末に比べ57,687千円増加いたしました。これは主に、前受金が53,990千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、532,914千円となり、前事業年度末に比べ57,687千円増加いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は674,376千円となり、前事業年度末に比べ60,542千円増加いたしました。これは、四半期純利益60,542千円の計上による利益剰余金が増加したことによるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費はありません。なお、当第1四半期累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
S1種優先株式	364,000
S2種優先株式	150,000
S3種優先株式	516,000
A種優先株式	777,700
B種優先株式	109,900
計	3,917,600

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2023年5月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	3,917,600	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。
S1種優先株式	364,000	—	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。 (注)
S2種優先株式	150,000	—	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。 (注)
S3種優先株式	516,000	—	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。 (注)
A種優先株式	777,700	—	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。 (注)

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2023年5月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
B種優先株式	109,900	—	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。 (注)
計	3,917,600	3,917,600	—	—

(注) S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式、B種優先株式の特質及び内容は以下のとおりであります。

I. 優先配当

- 当社は、剰余金の配当(中間配当を含む。以下単に「配当」という。)を行うときは、普通株式の保有者(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(普通株主とあわせて、以下「普通株主等」という。)に先立ち、S1種優先株式の保有者(以下「S1種優先株主」という。)又はS1種優先株式の登録株式質権者(S1種優先株主とあわせて、以下「S1種優先株主等」という。)、S2種優先株式の保有者(以下「S2種優先株主」という。)又はS2種優先株式の登録株式質権者の保有者(S2種優先株主とあわせて、以下「S2種優先株主等」という。)、S3種優先株式の保有者(以下「S3種優先株主」という。)又はS3種優先株式の登録株式質権者の保有者(S3種優先株主とあわせて、以下「S3種優先株主等」という。)、A種優先株式の保有者(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者の保有者(A種優先株主とあわせて、以下「A種優先株主等」という。)、及びB種優先株式の保有者(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者の保有者(B種優先株主とあわせて、以下「B種優先株主等」という。また、S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式を個別に又は総称して「優先株式」といい、S1種優先株主、S2種優先株主、S3種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主を個別に又は総称して「優先株主」といい、S1種優先株主等、S2種優先株主等、S3種優先株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等を個別に又は総称して「優先株主等」という。)に対し、同順位で、各事業年度ごとに、S1種優先株式1株につきⅡの第1項に定めるS1種優先分配基準額(Ⅱの第3項に基づきS1種優先分配基準額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。)の2%に相当する剰余金(以下「S1種優先配当額」という。)、S2種優先株式1株につきⅡの第1項に定めるS2種優先分配基準額(Ⅱの第4項に基づきS2種優先分配基準額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。)の2%に相当する剰余金(以下「S2種優先配当額」という。)、S3種優先株式1株につきⅡの第1項に定めるS3種優先分配基準額(Ⅱの第5項に基づきS3種優先分配基準額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。)の2%に相当する剰余金(以下「S3種優先配当額」という。)、A種優先株式1株につきⅡの第1項に定めるA種優先分配基準額(Ⅱの第6項に基づきA種優先分配基準額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。)の2%に相当する剰余金(以下「A種優先配当額」という。)及びB種優先株式1株につきⅡの第1項に定めるB種優先分配基準額(Ⅱの第7項に基づきB種優先分配基準額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。)の2%に相当する剰余金(以下「B種優先配当額」といい、S1種優先配当額、S2種優先配当額、S3種優先配当額、A種優先配当額及びB種優先配当額を個別に又は総称して「優先配当額」という。)を配当する。但し、既に当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日より各優先株主等に対して配当を行ったときは、その額を控除した額とする。なお、当社がさらに配当を行う場合には、普通株式、S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式に対し1株当たり同額の配当をする。本項に基づき配当される剰余金の合計額が、発行済のS1種優先株式(自己株式を除く。)にS1種優先配当額を乗じた額と、発行済のS2種優先株式(自己株式を除く。)にS2種優先配当額を乗じた額と、発行済のS3種優先株式(自己株式を除く。)にS3種優先配当額を乗じた額と、発行済のA種優先株式(自己株式を除く。)にA種優先配当額を乗じた額と、発行済のB種優先株式(自己株式を除く。)にB種優先配当額を乗じた額との合計額に満たない場合には、S1種優先株式1株当たりの配当額と、S2種優先株式1株当たりの配当額と、S3種優先株式1株当たりの配当額と、A種優先株式1株当たりの配当額と、B種優先株式1株当たりの配当額の比率が、S1種優先配当額とS2種優先配当額とS3種優先配当額とA種優先配当額とB種優先配当額の比率と同じになるように分配する。
- ある事業年度において各優先株主等に対して行う1株当たりの配当の額が各優先配当額に達しない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 第1項に基づく各優先配当額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 当社が会社分割を行う場合において、会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときは、前各項の定めを適用しない。

II. 残余財産の分配

1. 当社は、残余財産を分配するときは、普通株主等に先立ち、S1種優先株主等、S2種優先株主等、S3種優先株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に対して、同順位で、S1種優先株式1株につき、S1種優先株式1株当たりの払込金額である金30円の1倍に相当する金額（以下「S1種優先分配基準額」という。）、S2種優先株式1株につき、S2種優先株式1株当たりの払込金額である金42.25円の1倍に相当する金額（以下「S2種優先分配基準額」という。）、S3種優先株式1株につき、S3種優先株式1株当たりの払込金額である金179円の1倍に相当する金額（以下「S3種優先分配基準額」という。）、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額である金1,130円の1倍に相当する金額（以下「A種優先分配基準額」という。）及びB種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額である金1,300円の1倍に相当する金額（以下「B種優先分配基準額」といい、S1種優先分配基準額、S2種優先分配基準額、S3種優先分配基準額、A種優先分配基準額及びB種優先分配基準額を個別に又は総称して「優先分配基準額」という。）を支払う。本項に基づき分配される残余財産の合計額が、発行済のS1種優先株式（自己株式を除く。）にS1種優先分配基準額を乗じた額と、発行済のS2種優先株式（自己株式を除く。）にS2種優先分配基準額を乗じた額と、発行済のS3種優先株式（自己株式を除く。）にS3種優先分配基準額を乗じた額と、発行済のA種優先株式（自己株式を除く。）にA種優先分配基準額を乗じた額と、発行済のB種優先株式（自己株式を除く。）にB種優先分配基準額を乗じた額との合計額に満たない場合には、S1種優先株式1株当たりの分配額と、S2種優先株式1株当たりの分配額と、S3種優先株式1株当たりの分配額と、A種優先株式1株当たりの分配額と、B種優先株式1株当たりの分配額の比率が、S1種優先分配基準額とS2種優先分配基準額とS3種優先分配基準額とA種優先分配基準額とB種優先分配基準額の比率と同じになるように分配する。

2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主等、S1種優先株主等、S2種優先株主等、S3種優先株主等、A種優先株主等及びB種優先株主等に対して同順位にて分配を行う。この場合、当社は、各優先株主等に対しては、S1種優先分配基準額、S2種優先分配基準額、S3種優先分配基準額、A種優先分配基準額及びB種優先分配基準額に加え、S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式それぞれ1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に、IVに定めるS1種取得比率、S2種取得比率、S3種取得比率、A種取得比率及びB種取得比率をそれぞれ乗じた額と同額の残余財産を分配する。

3. S1種優先分配基準額は、下記の定めに従い調整される。

(1) S1種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、S1種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配基準額} = \text{当該調整前の分配基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) S1種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、S1種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行S1種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（S1種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行S1種優先株式数」は「処分する自己株式（S1種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行S1種優先株式数} \times \text{前分配基準額} + \text{新発行S1種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行S1種優先株式数} + \text{新発行S1種優先株式数}}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

4. S2種優先分配基準額は、下記の定めに従い調整される。

(1) S2種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、S2種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配基準額} = \text{当該調整前の分配基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) S2種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったとき

は、S2種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行S2種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（S2種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行S2種優先株式数」は「処分する自己株式（S2種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{既発行S2種} \quad \text{当該調整} \quad \text{新発行S2種} \quad \text{1株当たり} \\ \text{優先株式数} \times \text{前分配基準額} + \text{優先株式数} \times \text{払込金額} \\ \text{調整後} = \frac{\quad}{\quad} \\ \text{分配基準額} \quad \quad \quad \text{既発行S2種優先株式数} + \text{新発行S2種優先株式数} \end{array}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

5. S3種優先分配基準額は、下記の定めに従い調整される。

(1) S3種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、S3種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配基準額} = \text{当該調整前の分配基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) S3種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、S3種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行S3種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（S3種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行S3種優先株式数」は「処分する自己株式（S3種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{既発行S3種} \quad \text{当該調整} \quad \text{新発行S3種} \quad \text{1株当たり} \\ \text{優先株式数} \times \text{前分配基準額} + \text{優先株式数} \times \text{払込金額} \\ \text{調整後} = \frac{\quad}{\quad} \\ \text{分配基準額} \quad \quad \quad \text{既発行S3種優先株式数} + \text{新発行S3種優先株式数} \end{array}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

6. A種優先分配基準額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配基準額} = \text{当該調整前の分配基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{既発行A種} \quad \text{当該調整} \quad \text{新発行A種} \quad \text{1株当たり} \\ \text{優先株式数} \times \text{前分配基準額} + \text{優先株式数} \times \text{払込金額} \\ \text{調整後} = \frac{\quad}{\quad} \\ \text{分配基準額} \quad \quad \quad \text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数} \end{array}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

7. B種優先分配基準額は、下記の定めに従い調整される。

(1) B種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、B種優先分配基準額は以下のとおり調整される。

なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

$$\text{調整後分配基準額} = \text{当該調整前の分配基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) B種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、B種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（B種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は「処分する自己株式（B種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{既発行B種} & \text{当該調整} & \text{新発行B種} & \text{1株当たり} \\ & \text{優先株式数} \times \text{前分配基準額} & + & \text{優先株式数} \times \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & & & \\ \text{分配基準額} & & \text{既発行B種優先株式数} & + & \text{新発行B種優先株式数} \end{aligned}$$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

III. 金銭と引換えにする取得請求権

1. 優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の事業の重要部分を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から60日を経過するまでの期間（以下、本Ⅲにおいて「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本Ⅲの定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
2. 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
3. 本Ⅲによる優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、以下の各号のいずれか高い方の金額とする。なお、下記における「優先分配基準額」は、その調整が行われた場合には調整後の金額を意味するものとする。
 - (1) 当該優先株式に係る優先分配基準額
 - (2) 取得請求期間の満了時において当会社を清算し、その場合の残余財産の総額が第1項に定める事業譲渡又は会社分割の対価の金額（対価が金銭以外の場合は当会社により合理的に算定され、発行済の優先株式の総数（以下「発行済優先株式総数」という。）の過半数を有する優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）の承認を得た対価の時価相当額とする。）であると仮定した場合に、本定款の定めに基づき普通株主及び優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に従って算出される優先株式1株当たりの金額
4. 本Ⅲによる取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに第3項に定める1株当たりの金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。但し、優先株主に支払うべき金額が会社法において支払可能な金額（以下「法定財源」という。）を超える場合には、法定財源を第3項で定める1株当たりの交付される金銭の額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てる。）についてのみ本Ⅲに基づく取得請求権の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとする。また、複数の優先株式について同時に本Ⅲに基づく取得請求権が行使され、かつ、上記但書の適用を受ける場合には、各優先株式について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各優先株式について取得請求権が行使されて交付されるべき金銭の額に応じて按分するものとする（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て本Ⅲに基づく取得の請求の対象とはしないものとする。）。
5. 前各項に定めるほか、当会社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、普通株式に優先して、S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式を、同順位にて、取得の対象とすることを請求できるものとする。

IV. 金銭と引換えにする取得請求権

IV-1 （普通株式と引換えにするS1種優先株式の取得請求権）

S1種優先株主は、S1種優先株主となった時点以降いつでも、保有するS1種優先株式の全部又は一部につき、当会社がS1種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

- (1) S1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

S1種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「S1種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各S1種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{S1種取得比率} = \frac{\text{S1種優先株式の基準価額}}{\text{S1種優先株式の取得価額}}$$

(2) 前号に定めるS1種優先株式の基準価額及び取得価額は、いずれも当初30円とする。

(3) S1種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(a) 株式等の発行又は処分に伴う調整

S1種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \quad \text{当該調整前} \quad \text{新発行} \quad \text{1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} \quad + \quad \text{株式数} \times \text{払込金額} \end{array}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii)発行済の優先株式（自己株式を除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、本IV-1に定めるS1種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきS1種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)1株あたりの行使価額が新株予約権発行時における発行会社の普通株式の時価を下回らない新株予約権、又は(ii)払込金額が適切なオプション価格以上である新株予約権をストックオプション目的で発行する場合、又は(iii)S1種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するS1種優先株

主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行われ
ない。

(b) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

S1種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整さ
れる。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある
場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとし
る。また、この場合S1種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(c) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合
には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額及びS1種優先株式の基準価額の双方又はいずれか
の調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のS1種優先株式の経済的価値を損なわな
い範囲でのみ行われるものとする。

① 合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得
原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必
要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。

IV-2（普通株式と引換えにするS2種優先株式の取得請求権）

S2種優先株主は、S2種優先株主となった時点以降いつでも、保有するS2種優先株式の全部又は一部につき、当社は
S2種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取
得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) S2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

S2種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「S2種取得比率」という。）は次の
とおりとする。かかる取得請求権の行使により各S2種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端
数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{S2種取得比率} = \frac{\text{S2種優先株式の基準価額}}{\text{S2種優先株式の取得価額}}$$

(2) 前号に定めるS2種優先株式の基準価額及び取得価額は、いずれも当初42.25円とする。

(3) S2種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(a) 株式等の発行又は処分に伴う調整

S2種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可
能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は
切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによ
る場合、取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義す
る。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌
日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定
める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分す
る場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場
合を除く。）。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在
株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）
に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。な
お、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同
様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保
有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は
権利（複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii)発行済の優先株式（自己株式を除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、本IV-2に定めるS2種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきS2種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)1株あたりの行使価額が新株予約権発行時における発行会社の普通株式の時価を下回らない新株予約権、又は(ii)払込金額が適切なオプション価格以上である新株予約権をストックオプション目的で発行する場合、又は(iii)S2種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するS2種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(b) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

S2種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合S2種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(c) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額及びS2種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のS2種優先株式の経済的価値を損なわない範囲でのみ行われるものとする。

① 合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。

IV-3 （普通株式と引換えにするS3種優先株式の取得請求権）

S3種優先株主は、S3種優先株主となった時点以降いつでも、保有するS3種優先株式の全部又は一部につき、当社がS3種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) S3種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

S3種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「S3種取得比率」という。）は次の

とおりとする。かかる取得請求権の行使により各S3種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{S3種取得比率} = \frac{\text{S3種優先株式の基準価額}}{\text{S3種優先株式の取得価額}}$$

(2) 前号に定めるS3種優先株式の基準価額及び取得価額は、いずれも当初179円とする。

(3) S3種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(a) 株式等の発行又は処分に伴う調整

S3種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii)発行済の優先株式（自己株式を除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、本IV-3に定めるS3種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきS3種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)1株あたりの行使価額が新株予約権発行時における発行会社の普通株式の時価を下回らない新株予約権、又は(ii)払込金額が適切なオプション価格以上である新株予約権をストックオプション目的で発行する場合、又は(iii)S3種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するS3種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行わ

れない。

(b) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

S3種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合S3種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(c) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額及びS3種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のS3種優先株式の経済的価値を損なわない範囲でのみ行われるものとする。

① 合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。

IV-4 （普通株式と引換えにするA種優先株式の取得請求権）

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種優先株式の基準価額

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{A種優先株式の取得価額}}$$

(2) 前号に定めるA種優先株式の基準価額及び取得価額は、いずれも当初1,130円とする。

(3) A種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(a) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii)発行済の優先株式（自己株式を除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、本IV-4に定めるA種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)1株あたりの行使価額が新株予約権発行時における発行会社の普通株式の時価を下回らない新株予約権、又は(ii)払込金額が適切なオプション価格以上である新株予約権をストックオプション目的で発行する場合、又は(iii)A種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するA種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(b) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(c) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額及びA種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA種優先株式の経済的価値を損なわない範囲でのみ行われるものとする。

① 合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。

IV-5 （普通株式と引換えにするB種優先株式の取得請求権）

B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当社がB種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「B種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数

が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

B種優先株式の基準価額

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{B種優先株式の基準価額}}{\text{B種優先株式の取得価額}}$$

(2) 前号に定めるB種優先株式の基準価額及び取得価額は、いずれも当初1,300円とする。

(3) B種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(a) 株式等の発行又は処分に伴う調整

B種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii)発行済の優先株式（自己株式を除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、本IV-5に定めるB種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきB種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)1株あたりの行使価額が新株予約権発行時における発行会社の普通株式の時価を下回らない新株予約権、又は(ii)払込金額が適切なオプション価格以上である新株予約権をストックオプション目的で発行する場合、又は(iii)B種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するB種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行われ

(b) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

B種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合B種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(c) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額及びB種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。但し、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のB種優先株式の経済的価値を損なわない範囲でのみ行われるものとする。

① 合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために取得価額の調整を必要とする場合。

② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。

V (普通株式と引換えにする取得)

当社は、S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式又はB種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で承認され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のS1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式又はB種優先株式の全部を取得し、引換えにS1種優先株主、S2種優先株主、S3種優先株主、A種優先株主又はB種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、IVの定めを準用する。なお、優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

VI (議決権)

S1種優先株主、S2種優先株主、S3種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主は、当社の株主総会及び種類株主総会において、S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

VII (種類株主総会)

当社が会社法第322条第1項（但し、同項第1号に規定する定款の変更を除く。）に掲げる行為をする場合、普通株主を構成員とする種類株主総会、S1種優先株主を構成員とする種類株主総会、S2種優先株主を構成員とする種類株主総会、S3種優先株主を構成員とする種類株主総会、A種優先株主を構成員とする種類株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

2. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、普通株主を構成員とする種類株主総会、S1種優先株主を構成員とする種類株主総会、S2種優先株主を構成員とする種類株主総会、S3種優先株主を構成員とする種類株主総会、A種優先株主を構成員とする種類株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

3. 種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる当該種類の株式の総株主の議決権の過半数をもって行う。

4. 会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる当該種類の株式の総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

5. 株主総会に関する規定のうち、招集権者、議長、議決権の代理行使及び議事録に関する規定は種類株主総会に準用する。

VIII (種類株主総会の決議を要する事項に関する定め)

1. 下記の各事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項（取締役会設置会社でない場合には株主総会決議事項）とし、当社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、S1種優先株主、S2種優先株主、S3種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主を構成員とする合同の種類株主総会の決議を得るものとする。但し、当社の取締役全員が承認した事項については、この

限りではない。

(1) 定款の変更

(2) 当会社の買収（特定の第三者（その者の関係会社を含む）による発行済株式の議決権総数の50%を超える株式又は潜在株式の取得をいう。但し、株式交付の場合を除く。）、合併、株式交換、株式移転、株式交付、事業譲渡、事業譲受、会社分割その他企業再編若しくは第三者との資本提携の実施、第三者からのこれらに関する提案の受諾又は拒絶

(3) 株式、潜在株式（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権、転換社債、新株引受権付社債、その他株式への転換、株式との交換その他株式の取得が可能となる証券又は権利を意味する。以下本VIIIにおいて同じ。）又は社債の発行又は処分。但し、(i)潜在株式にかかる権利の行使又は取得条項に基づき発行又は処分する場合、及び(ii)ストックオプション目的の新株予約権を発行又は処分する場合（当該発行直後において、当会社の発行する全ての新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の12.5%を超えない場合に限る。）を除く。

(4) 株式又は潜在株式の譲渡又は取得（但し、ストックオプション目的で発行された新株予約権の取得を除く。）に対する承認又は買取人の指定

(5) 株式分割、株式併合、単元株の設定、その他これに準ずる株主の地位又は権利に影響を及ぼす一切の事項

(6) 自己株式の取得（但し、第3号但書の場合を除く。）、株式消却、資本金若しくは準備金の増加若しくは減少、又はその他の資本の変更

(7) 取締役、監査役及び会計監査人の選任又は解任

(8) 解散、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の開始の申立て

(9) IV-1の(3)、IV-2の(3)、IV-3の(3)、IV-4の(3)及びIV-5の(3)に基づく各優先株式の取得価額及び基準価額の調整

(11) 株式上場に関する引受主幹事証券会社又は監査法人（公認会計士）の決定又は変更

2. 前項の事項に関する種類株主総会の決議は、VIIの第1項及び第2項の定めにかかわらず、法令に別段の定めがある場合を除き、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

IX (株式の分割、併合及び株主割当て等)

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。

2. 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本IXにおいて同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、S1種優先株主にはS1種優先株式又はS1種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、S2種優先株主にはS2種優先株式又はS2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、S3種優先株主にはS3種優先株式又はS3種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。

3. 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、S1種優先株主にはS1種優先株式又はS1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、S2種優先株主にはS2種優先株式又はS2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、S3種優先株主にはS3種優先株式又はS3種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

X (みなし清算)

1. 本Xにおいて、「買収」とは、当会社が以下のいずれかに該当することを意味する。

(1) 当会社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者（当会社の株主を含む。以下本Xにおいて同じ。）が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。但し、当該第三者並びにその子会社及び関連会社が、合算で、当該取得前から当会社の発行済株式の議決権総数の50%超を有していた場合並びに株式交付の場合を除く。

(2) 当会社が第三者と合併することにより、合併直前の当会社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

(3) 当会社が第三者と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当会社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

(4) 当社が第三者と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

(5) 当社を株式交付子会社とする株式交付により、株式交付直前の当社の総株主が株式交付後の株式交付親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交付後の株式交付親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

(6) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の重要部分を第三者に移転させること（以下「事業移転買収」という。）なお、本定款における「当社の事業の重要部分」の移転とは、当社の直近の監査済みの計算書類における総資産の50%超の資産の移転を伴う場合又は当社の直近の監査済みの計算書類において当該移転した事業にかかる当社の売上が総売上上の50%を超える場合を意味する。

2. 当社について買収（事業移転買収を除く。以下本項において同じ。）が行われる場合には、その買収の対価については、買収に応じた株主の間で以下の定めに基づき分配を行うものとする。

(1) 買収の対価が現金の場合、買収の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当社の株主である前提で当社を清算したと仮定した場合に、本定款の定めに基づき普通株主、S1種優先株主、S2種優先株主、S3種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に基づいて、各株主が分配を受けられる金額を算出し、その金額と同額の現金を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。

(2) 買収の対価が現金以外の場合、買収の対価について、発行済優先株式総数の過半数を有する優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が合理的に当該対価の評価額を算定し、買収の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当社の株主である前提で当社を清算したと仮定した場合に、本定款の定めに基づき普通株主、S1種優先株主、S2種優先株主、S3種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に基づいて、各株主が分配を受けられる金額を算出し、その金額と同額の対価を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。

3. 当社について会社分割の方法による事業移転買収が行われる場合において、会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、又は同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときには、当該配当される承継会社又は新設会社の株式について、発行済優先株式の総数の過半数を有する優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が合理的に評価額を算定し、配当される株式の価額の合計額を残余財産として当社を清算したと仮定した場合に、IIの定めに基づき普通株主、S1種優先株主、S2種優先株主、S3種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に基づいて、各株主が分配を受けられる金額を算出し、その金額と同額の株式を各株主に配当する。かかる配当に関しては、Iの規定は適用しないものとする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年6月1日～ 2022年8月31日	—	普通株式 2,000,000 S1種優先株式 364,000 S2種優先株式 150,000 S3種優先株式 516,000 A種優先株式 777,700 B種優先株式 109,900	—	81,435	—	565,646

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,000,000 S1種優先株式 364,000 S2種優先株式 150,000 S3種優先株式 516,000 A種優先株式 777,700 B種優先株式 109,900	普通株式 2,000,000 S1種優先株式 364,000 S2種優先株式 150,000 S3種優先株式 516,000 A種優先株式 777,700 B種優先株式 109,900	普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。優先株式の内容については、前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,917,600	—	—
総株主の議決権	—	3,917,600	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	934,958	1,052,861
売掛金	68,708	66,513
仕掛品	711	394
貯蔵品	9	9
前払費用	50,164	45,872
その他	5,745	6,168
流動資産合計	1,060,298	1,171,820
固定資産		
有形固定資産	10,547	12,660
無形固定資産	—	5,344
投資その他の資産	18,215	17,465
固定資産合計	28,763	35,470
資産合計	1,089,061	1,207,291
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,497	16,847
未払金	76,638	74,502
未払費用	35,287	40,971
未払法人税等	530	132
前受金	332,667	386,658
預り金	15,606	13,802
流動負債合計	475,227	532,914
負債合計	475,227	532,914
純資産の部		
株主資本		
資本金	81,435	81,435
資本剰余金	721,386	721,386
利益剰余金	△189,307	△128,764
株主資本合計	613,513	674,056
新株予約権	320	320
純資産合計	613,833	674,376
負債純資産合計	1,089,061	1,207,291

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年8月31日)
売上高	398,610
売上原価	87,684
売上総利益	310,925
販売費及び一般管理費	251,003
営業利益	59,922
営業外収益	
受取利息	4
助成金収入	700
雑収入	49
営業外収益合計	753
経常利益	60,676
税引前四半期純利益	60,676
法人税、住民税及び事業税	133
法人税等合計	133
四半期純利益	60,542

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2022年6月1日 至2022年8月31日)
減価償却費	1,455千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自2022年6月1日至2022年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自2022年6月1日至2022年8月31日)

当社の事業セグメントは、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 収益の分解情報

当社は、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間（自 2022年6月1日 至 2022年8月31日）

(単位：千円)

	売上区分			合計
	AI/DXプロダクト	AI/DXソリューション	AI/DXリスクリング	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	265,548	30,702	74,192	370,442
一時点で移転される財又はサービス	28,167	-	-	28,167
顧客との契約から生じる収益	293,715	30,702	74,192	398,610
外部顧客への売上高	293,715	30,702	74,192	398,610

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2022年6月1日 至2022年8月31日)
1株当たり四半期純利益	15円45銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	60,542
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	60,542
普通株式の期中平均株式数(株)	3,917,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2023年3月10日開催の取締役会においてS1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年3月27日付で自己株式として取得し、対価として当該S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式、B種優先株式にS1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式、B種優先株式1株につき普通株式1株を交付しました。

また、当社が取得したS1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式、B種優先株式は、2023年3月27日付で会社法第178条に基づきすべて消却しました。

- (1) 取得及び消却した株式数
 - S1種優先株式 364,000株
 - S2種優先株式 150,000株
 - S3種優先株式 516,000株
 - A種優先株式 777,700株
 - B種優先株式 109,900株
- (2) 交換により交付した普通株式数 1,917,600株
- (3) 交換後の発行済普通株式数 3,917,600株

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月18日

株式会社アイデミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

井上倫哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伏木貞彦

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイデミーの2022年6月1日から2023年5月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイデミーの2022年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上